

新型コロナウイルス感染症の影響に係る 保険料減免の提出書類チェックシート 令和3年度用

チェックを入れ、ご提出前に必要な書類が揃っているかご確認ください。

共通の提出書類 ※減免事由①、②に関わらず必要となります。
<input type="checkbox"/> 国民健康保険料減免申請書
減免事由①：新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったときの提出書類
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し、医師の診断書の写し、感染症患者医療費公費負担決定通知書の写し、入院期間が分かるもの（入院勧告書の写しなど）
減免事由②：新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれるときの提出書類
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の収入申告書（国保）
<input type="checkbox"/> 世帯の主たる生計維持者の令和3年1月以降の収入がわかる書類の写し ・ 収入が確認できる帳簿、給与明細書など
<input type="checkbox"/> 令和2年中に事業収入、不動産収入、山林収入がある方 ・ 令和2年 確定申告書の写し（第1表） ・ 令和2年 事業収支内訳書や青色申告決算書の写し（両面）
【事業等の廃止や失業の場合】 <input type="checkbox"/> 事業を廃止又は失業したことを証明するものの写し ・ 廃業等届出届、事業主の証明書、離職票、雇用保険受給資格者証など ※雇用保険に加入していた方は、必ず「雇用保険受給資格者証」を提出してください。
令和3年1月2日以降に美濃加茂市へ転入された方
<input type="checkbox"/> 令和3年度の市区町村民税の所得課税証明書 令和3年1月1日に住民登録をしていた市区町村の税務担当課で「所得課税証明書」の交付を受けて添付資料として提出してください。 国保に加入している方全員と主たる生計維持者の方の分が必要です。

- ※ 減免事由①と②では提出する書類が違いますのでご注意ください。
- ※ 減免事由②のうち、事業の廃止や失業の場合は、それを証する書類を追加して提出してください。
- ※ 世帯の中の国保加入者に前年の所得の申告のない方がいる場合は、税の申告が必要です。